

平成31年産 畑作物共済(大豆)加入申込書

記入例

飛騨農業共済事務組合
管理者 國島 芳明 様

2枚目以降の申込書にも
忘れず押印願います
法人の場合は法人印

申込年月日 令和元年
申込者住所
氏名 共済 太郎

定款及び共済規程(条例)を承知した上、畑作物共済について下記により加入申込をいたします。
加入にあたり、加入申込書の記載事項は事実と相違ない事、申込ができる農作物のすべてであること、
及び既に事故が生じている又はその事故の原因が生じているものでないことを確約します。
また、畑作物共済の共済掛金については、期日までに私の預金口座から振替えることを承諾します。

耕地ごとに栽培する品種名を
記入してください。

自家用分がありましたら予定
量を記入してください。

畑作物共済の共済目的の種類等			耕地番号	補償割合	耕地		一筆面積 a	田・畑 の別	品 種 名	栽培面積 ① a	農家申告単 位当たり収 穫量 kg	単位当たり 基準収穫量 ② kg	基準収穫量 ③ = ① × ② kg	出荷仕向先別出荷割合			自家用・贈 答 用数量 kg	摘 要		
共済目的の種類	品種、栽培方法等に応ずる区分	市町村名			地名	地番								仕向先名 (JAひだ)	仕向先名 ()	仕向先名 ()				
大豆	1類	白大豆	9割	1	飛騨市	スギサキ ナガセ 1300	4.2	田	里のほほえみ	4.2				95%			30	自家種子用		
				2	飛騨市	スギサキ ナガセ 1302	10.5	田	里のほほえみ	10.5					100%					
				3	飛騨市	フクヨリ 225	22.6	田	タチナガハ	22.6					100%					
				4	飛騨市	フクヨリ 230	15.8	田		15.8										黒大豆を作付
				5	飛騨市	クワチ マルヤマ 1800	8.9	田		8.9										そばに変更

加入を希望される方式と補償割合について、記載
されているものから選択して、"○"を記入してくだ
さい。(補償割合は全圃場で統一です。)

※ 種子用にするために栽培している場合は、摘要欄に「種子用大豆」と記入してください。

単位当たり共済金額の選択 (下記より選択される金額に○を記入してください。) 単位:10kg当たり

加入を希望される方式 いずれかに"○"を記入 してください。 (全圃場とも同一方式)	一筆方式 (7割補償)			全相殺方式 (7~9割補償)			半相殺方式 (6~8割補償)			地域インデックス方式 (7~9割補償)			交付農業者の金額	3,360円	3,020円	2,690円	2,350円	2,020円	1,830円	1,650円	1,460円	1,280円	1,100円	
	7割	7割	8割	9割	6割	7割	8割	7割	8割	9割	種子用の金額	3,920円												3,530円
			○																					

金額を選択されてない時は最高補償金
額にさせていただきます。
畑作物の直接支払交付金の交付申請
をしない方は、「上記以外の生産者の金
額」を選択してください。

【出荷団体等が発行する資料を用いて収穫量を確認する場合の申告事項】(確認の上チェックしてください。)

当該申告者が出荷した農作物の出荷に関する書類(出荷団体等が保管する帳簿、伝票その他必要な資料の写し)を、飛騨農業共済事務組合(市町村又は全国農業共済組合連合会)に提供又は提示することの
同意を得ていることを確約します。

【全相殺方式の基準単収の設定方法】(該当する場合はチェックしてください。)

災害が近年連続して発生している等により近年の出荷数量等により基準単収を設定するが適当でないことから、農業共済組合(市町村又は全国農業共済組合連合会)が別の方法により本年産の
基準単収を設定することを申し出ます。

全相殺の方、または経営所得安定対策の直接支払交付金の交付申請を行う方は出荷した
データを用いて減収量を算定するため、飛騨農業共済事務組合に出荷に関する書類を提
供して頂く必要があります。確認の上、チェックをお願いします。

1. 加入申込書は、水稻細目書をもとに作成していますが、訂正箇所がありましたらボールペンで訂正してください。
また、記載のない耕地があれば空欄または白紙の申込書にボールペンで追記してください。
2. 単位当たり共済金額の選択をしてください。畑作物の直接支払交付金の交付申請をしてみえる方は、交付農業者の欄より選択してください。
3. 種子用に栽培・出荷契約されてみえる方は、種子用の金額も選択してください。(自家用種子の栽培は含みません)
4. 大豆の品種を記入してください。(黒大豆は引受できません)
5. 出荷先について記入してください。

平成31年産 畑作物共済（大豆）基準単収の設定方法

1. 出荷実績が5カ年以上ある場合 → 直近5カ年の出荷実績から算定された各年の単位（10a）当たり
収穫量の内、最高及び最低を除く3カ年の平均により算出
2. 出荷実績が4カ年の場合 → 1カ年補完し、中庸3カ年の単純平均
3. 出荷実績が3カ年の場合 → 2カ年補完し、中庸3カ年の単純平均
4. 出荷実績が2カ年の場合 → 3カ年補完し、中庸3カ年の単純平均
5. 出荷実績が1カ年の場合 → 4カ年補完し、中庸3カ年の単純平均
6. 出荷実績がない場合 → 最近5カ年間の市町村統計平均単収の5カ年中中庸3カ年の単純平均

畑作物共済（大豆）の仕組み

引受方式	補償割合	対象となる被害	共済責任期間	加入資格	共済金の対象	損害評価
全相殺方式	90%～ 70%	風水害、干害、冷害、 ひょう害、その他気象 上の原因による災害と 火災、病虫害、鳥獣害 等による減収	発芽期から収 穫するまで	大豆を10 a 以上栽培し、過去 5 年間において、収穫した大豆に 関する資料が得られる J A 等に 出荷し、今後もほぼ J A 等に 出荷する農家	農家ごとに基準収穫量 の 1～3 割を超える被害	被害申告のあった農家の全ての 耕地を見回り調査後、J A 等へ の出荷数量による調査
半相殺方式	80%～ 60%	風水害、干害、冷害、 ひょう害、その他気象 上の原因による災害と 火災、病虫害、鳥獣害 等による減収	発芽期から収 穫するまで	大豆を10 a 以上栽培する農家	耕地ごとの減収量合計 が 基準収穫量の 2～4 割を超える被害	被害申告のあった耕地一筆ごと に検見及び実測調査
一筆方式	70%	風水害、干害、冷害、 ひょう害、その他気象 上の原因による災害と 火災、病虫害、鳥獣害 等による減収	発芽期から収 穫するまで	大豆を10 a 以上栽培する農家	耕地ごとに基準収穫量 の 3 割を超える被害	被害申告のあった耕地一筆ごと に検見及び実測調査
地域インデッ クス方式	90%～ 70%	風水害、干害、冷害、 ひょう害、その他気象 上の原因による災害と 火災、病虫害、鳥獣害 等による減収	発芽期から収 穫するまで	大豆を10 a 以上栽培する農家	統計単位地域ごとに統 計単収が基準単収を下 回る被害	農家ごと及び統計単位地域ごと に被害申告のあった耕地一筆に ついて現地調査